

福井大学医学部附属教育支援センター一点検・評価委員会要項

令和7年12月15日
医学部附属教育支援センター長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、福井大学医学部附属教育支援センター規程（平成25年福井医規程第2号）第11条の規定に基づき、同規程第8条の規定により設置する福井大学医学部附属教育支援センター一点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、福井大学医学部及び大学院医学系研究科における教育水準の向上を図るため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育全般に関する自己点検・評価のとりまとめ
- (2) 教育の改善に資する提言
- (3) 教育の内部質保証に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部附属教育支援センター長
- (2) 医学部附属教育支援センター副センター長
- (3) 医学部附属教育支援センター専任教員
- (4) 副学部長（教育，評価担当）
- (5) 副学部長（学生担当）
- (6) 副学部長（入試，大学院担当）
- (7) 看護学科長
- (8) 松岡キャンパス学務課長
- (9) 学生の互選により選出された医学科学生 2名
- (10) 学生の互選により選出された看護学科学生 2名
- (11) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第1号から第8号まで及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第9号及び第10号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学務部松岡キャンパス学務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行後、第3条第1項第1号から第8号まで及び第11号の規定に基づき最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず令和9年3月31日までとする。